

「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（案）の制定」に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- 1 意見募集の期間 令和4年4月1日（金）から令和4年5月2日（月）まで
- 2 意見の数 14件
- 3 意見提出人数 8人

4 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	1件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	2件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	4件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	5件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	2件

5 意見の内容と市の対応

整理番号	項目	意見概要	採否	採否の理由
1	第2条(2) 多様性を尊重する社会	「違い又は共通点」は、「違いおよび共通点」とした方が良い。前文には「違いや共通点」とある。「又は」を使うと多様性の捉え方が変わってしまうように感じる。	○	ご意見を踏まえ、第2条第2号中は、「それぞれの違い及び共通点」と修正します。
2	第6条 事業者の	就労者の環境の確保、ワーク・ライフ・バランスの実現がされな	▲	本条例は、直接の強制力や拘束力を持っておりません

	責務	い場合、第 10 条の関係機関と連携し、改善指導や助言が出来るのか。		が、男女平等参画を推進するに当たっての基本的な理念等を規定し、市や市民等の行動指針を示すものであり、ご協力いただけるよう啓発に努めてまいります。
3	第 10 条 苦情等への対応（第三者機関の設置）	第 10 条について 第三者委員としてのオンブッドを機関として設置してもらいたい。	▲	第三者機関の設置につきましては、引き続き検討してまいります。
4	第 10 条 苦情等への対応（第三者機関の設置）	男女共同参画条例第 10 条の条例の見直しへの対応としてオンブズマンを導入するよう、本条例への追加を検討して頂きたい。	▲	
5	第三者機関の設置	逗子市は市長が責任を負い、公表し、市民のチェックを受ける体制になっているが、市長や市議会と同等、あるいはそれ以上の権限を持つ外部の評議会又は委員会組織の目が必要ではないだろうか。	▲	
6	第 10 条 苦情等への対応（第三者機関の設置）	関係機関とはどこを指すのか。 労働基準監督署などでは労働違反がない限り、改善命令、指導は困難、人権に関する第三者機関の設置が必要で、事業者にその責務が示されるよう期待する。	▲	第 10 条の関係機関とは、苦情や相談の内容により庁内の関係各課や、警察、労働局等の専門機関を想定しています。 第三者機関の設置につきましては引き続き検討してまいります。
7	第 10 条 苦情等への対応 （情報公開との関連）	「市は苦情又は相談を受けたときは解決に努めなければならない」とあるが、情報公開との関連はどうなるのか。逗子市の情報公開制度は全国に誇れる素晴らしいものである。人権侵害は難しい問題なので、きちんと整理して、情報公開制度が後退せずにより良い解決ができる方法を明記してほしい。	■	情報公開につきましては、本市情報公開制度に沿って、対応してまいります。
8	第 11 条 委任	（委任）第 11 条では「この条例の施行について必要な事項は、	□	市長の果たすべき事項は、第 4 条で市の責務として規

		市長が別に定める」となっているが、鎌倉市のように、条例の中で市長の果たすべきことが明記された後で、市長に「委任」というのであれば、この「市長への委任」は理解できるが、逗子市のものは他の条文では全く市長が成すべきことの記述がない。渋谷区や豊島区においての（委任）の条文では、「この条例の施行についての必要な事項は、規則で定める」とある。逗子市も、この条文でいいのではないか。		定めています。第 11 条では、この条例を施行するに当たり必要な事項を市長が規則に限らず、要綱など、条例より下位の法形式で定めることを規定しています。
9	施策（保育所の入所）	<p>保護者が希望すればすべての 0 歳～小学生の子どもたちを安心して預けられるように保育園や学童保育等の条件整備を切に望む。現在の逗子市の「保育所等へ入所できる基準」によれば、例えば求職中は 10 点（すでに職場のある人 20～50 点、内定している人 20～35 点）と基本点数が低く入所にはまったく不利。経済的困難によってやむをえず親と同居している場合でも、それによって入所調整時の優先度はさがる。就学も通信制の場合は入所要件として認められない等、まだまだ行政が女性の参画を保証しているとは言えない。</p> <p>保育所入所は小中学校と同様に、基準によって点数で振り分けられるのではなく、保護者が望めば全員が入所できる、そのような仕組みに変えていかなければ「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」は面に描いた餅になってしまう。</p>	■	待機児童の解消に向けた現行制度下での取組として、令和 3 年 4 月から新たに小規模保育事業を創設いたしました。今後も引き続き、全ての人がある分野に平等に参画できるよう推進に努めてまいります。
10	施策（防災）	近年、災害で避難所を準備することが多いと思うが、LGBTQ の方々は男性女性用と仕切ってトイレや更衣室など準備してしまうと居づらくなってしまいます。しっかり、性別を指定しない悩んでいる人の避難所や対策、準備をしておく事が必要だと思う。避難所のルールや準備の際、しっかり公表しておく事で 1 人でも守る	■	災害対応につきましては、性的マイノリティの方への配慮を取り入れた対応が必要と考えております。具体的な取組につきましては、今年度改定予定の「逗子市男女共同参画プラン 2022」において検討してまいります。

		事が可能である。		
11	施策（防災）	市内在住外国人の災害時の対策は充分か。	■	具体的な取組につきましては、今年度改定予定のずし男女共同参画プラン 2022 において検討してまいります。
12	施策（性の多様性）	<p>逗子市では、「多様性」について、「性の多様性」には限定せず、「性別等、年齢、障がいの有無、国籍及び文化的な背景の違い」と位置付けている。「男女平等」といったときに、そもそも男女という二元論の枠組みにあてはまらない人がいることも踏まえ、多様なジェンダー・セクシュアリティの視点を取り込んだ「計画」が進められるべきである。</p> <p>逗子市条例案は、世田谷区や豊島区の条例に近く、広義において「多様性」を位置付けている。しかし2区のものと比較してみたとき、その「推進計画」には、推進者がすべて「市は」というかたちで記述されているのみで具体的な記述がなく、条例が文言としてのお飾りになってしまうのではという危惧がある。</p>	□	性の多様性の尊重は、誰もが安心して暮らすことのできる逗子市を目指すために必要であると考えており、現行のずし男女共同参画プラン 2022 においても性の多様性への施策は含まれております。引き続き性の多様性について含めた推進計画となるよう今後改定予定であるずし男女共同参画プラン 2022 において検討してまいります。
13	その他	逗子市は夫婦別姓や同性婚を受け入れるのかどうか。	◆	法律上の効果が生じるものではありませんが、本市では多様性に配慮することを目的に、令和2年度から逗子市パートナーシップ宣誓制度を開始しております。夫婦別姓や同性婚といった国の制度につきましては、世論や法改正など今後の動向を注視してまいります。
14	その他	年金で暮らす夫婦が妻一人になった時、企業年金の打ち切りなどで収入が6割どころか1/3、1/4になることは知っているか。	◆	コロナ禍における女性の貧困など、社会情勢の把握に努め、本市の施策に反映するよう努めてまいります。
14件				